

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この府令による改正後の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の規定は、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度及び連結会計年度(以下この条において「事業年度等」という。)に係る財務諸表、財務書類及び連結財務諸表(以下この条において「財務諸表等」という。)の内部統制監査(金融商品取引法第九十三の二第二項の規定に基づき、公認会計士又は監査法人が実施する監査証明をいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に終了する事業年度等に係る財務諸表等の内部統制監査については、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p style="text-align: center;">(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>「一〇九の三 略」</p> <p>九の四 提出会社において、監査公認会計士等(当該提出会社の財務計算に関する書類(法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。))について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。))若しくは監査法人(以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。))又は当該提出会社の内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。))について、法第九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人(以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。))をいう。以下この号において同じ。))の異動(財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でない者が財務書類監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等でない者が内部統制監査公認会計士等でないこと若しくは内部統制監査公認会計士等でない者が内部統制監査公認会計士等でないこと)をいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇九の三 同上」</p> <p>九の四 「同上」</p>

第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が作成した内部統制監査報告書（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号。以下この号及び第二十一条第一項第一号において「内部統制府令」という。）第一条第二項に規定する内部統制監査報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した内部統制報告書に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(i) 内部統制府令第六條第二項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見

(ii) 内部統制府令第六條第七項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由

〔4〕・〔6〕 略〕

〔十〕十九 略〕

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上〕

(3) 「同上」

(i) 内部統制府令第六條第四項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見

(ii) 内部統制府令第六條第六項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由

〔4〕・〔6〕 同上〕

〔十〕十九 同上〕

<p>「3 11 略」</p>	<p>「3 11 同上」</p>
-------------------------	--------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。